

秩父市の保育料表



- 0・1・2歳児クラスの保育料は、父母の市町村民税額で算定します。ただし、前年中の所得が父母ともに48万円以下で、同居の祖父母がいる場合には、祖父母のどちらかが算定に加わります。
(住民票上別世帯であっても、同居所・同番地に住民票があれば”同居”とみなします)
- 税額は、住宅借入金控除、配当控除、寄付金控除等の税額控除適用前の金額で算定します。
- 表中の()内の金額は、母子および父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等に該当した場合の金額です。
(母子・父子・在宅障がい児(者)のいる世帯等に該当するかどうかの詳細は保育こども課までお問い合わせください。)
- 4月～8月分については令和5年度、9月～翌年3月分は令和6年度の市町村民税額をもとに保育料を決定します。毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で金額が変更になる場合があります。
- 3・4・5歳児クラスのお子さんの保育料は、課税額にかかわらず0円となります。

秩父市保育料表 (月額) 0～2歳児クラス

階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護等の世帯	0	0	
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	
第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	9,200 (4,350)	9,200 (4,350)	
第4	市町村民税所得割額	12,150円未満	11,300 (5,350)	
第5		24,300円未満	12,100 (5,750)	
第6		36,450円未満	12,900 (6,150)	
第7		48,600円未満	13,500 (6,400)	
第8		56,800円未満	15,900 (7,950)	
第9		65,000円未満	18,600 (9,000)	
第10		77,101円未満	19,800 (9,000)	19,500 (9,000)
		81,000円未満	19,800	19,500
第11		97,000円未満	20,800	20,500
第12		109,000円未満	23,300	22,900
第13		121,000円未満	25,700	25,300
第14		145,000円未満	28,100	27,600
第15		169,000円未満	30,900	30,400
第16	213,000円未満	34,700	34,100	
第17	257,000円未満	38,300	37,700	
第18	301,000円未満	42,300	41,600	
第19	397,000円未満	48,000	47,200	
第20	397,000円以上	52,100	51,200	

